

## 令和元年度 第1回 岡山県老人保健施設協会 法務委員会研修会

日時：令和元年7月12日 13:30～15:30

場所：介護老人保健施設「古都の森」

参加：15施設、30人

### 協会顧問弁護士の竹内 俊一先生による講義

テーマ：「施設利用者の財産管理の方法～成年後見を利用する場合やそれ以外の場合について」（資料）

施設利用者の財産管理については、法定後見、任意後見、本人と施設との管理委託契約、事実上の管理、があるが、それぞれの仕組みとメリット、デメリットについて解説された。

### 質疑応答

参加施設から色々な困難事例に対しての質問があり、法的見地からのアドバイスを頂いた。

## 令和元年度 第1回 岡山県老人保健施設協会 法務委員会

日時：令和元年7月12日 15:30～16:00

場所：介護老人保健施設「古都の森」

参加：5施設、8人

### 1. 法務委員会の今後の活動について

1) 各施設の相談指導員、ケアマネジャーの方々の日頃の疑問、心配なことを持ち寄って、困難事例に対して竹内弁護士に直接相談する機会を設ける。

2) アンケートの中の「介護事故について具体的に学びたい」「モンスター家族・利用者への対処方法を学びたい」「老健施設でのクレーム対応、事故対応、キーマン対応について学びたい」とのご意見に対して竹内弁護士に解説を依頼した。

3) 政府の「働き方改革」の施行に対応するため、社会保険労務士に、

就業規則の整備などについて具体的に解説を依頼することとした。

## 2. 今後の研修について

### 今後の研修日程

第2回 9月20日(金)

第3回 11月29日(金)

研修内容、場所と時間については決定次第各施設に連絡いたします。  
多数のご参加をお待ちしています。

## 施設利用者の財産管理の方法～成年後見を利用する場合やそれ以外について

令和元年7月12日  
弁護士 竹内俊一

1

### I 法定後見

#### 一 法定後見利用の必要性

- ①昼間長男夫婦が共稼ぎで認知症の母親が一人になっていたところ、悪徳業者の訪問販売で被害が生じたため施設入所したケース(悪徳商法対策)
- ②親の預金を親と一緒に銀行で長男が払戻を受けてギャンブルに費消したことから包括支援センター経由で入所したケース(経済的虐待対策)
- ③岡山で一人暮らしの親の認知症が進行して在宅生活が困難になったことをケアマネから聞いて心配する東京在住の娘からの依頼で入所したケース(遠距離克服対策)

2

## 二 法定後見利用のコスト

### ①費用面

(i) 申立時にかかる費用

- 申立人
- 本人

(ii) 後見業務にかかる実費・報酬は誰が負担するのか？

- 本人
- 行政

### ②労力面

(i) 申立書作成、添付資料収集

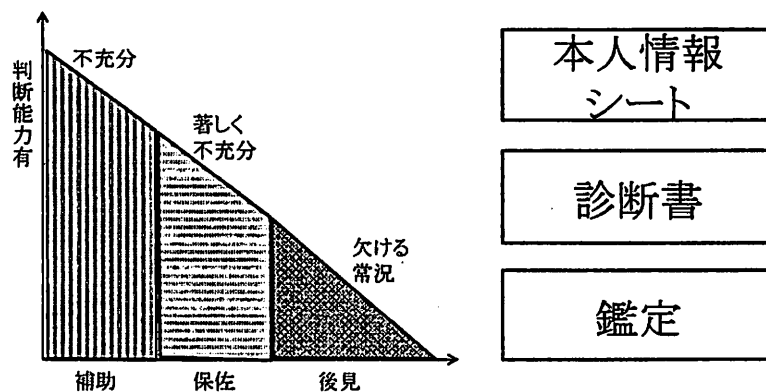
- 申立人
- 代理人

(ii) 一ヶ月報告書・定期報告書作成、添付資料収集

- 後見人
- 支援者

3

## 三. 三類型(補助・保佐・後見)



4

#### 四. 同意権

- ①補助・・・必ず目録が必要
- ②保佐・・・民法13条所定契約  
↳ 拡張する場合は個別リストアップ  
が必要
- ③後見・・・原則全面的  
※例外・・・日常生活に関する行為  
一身専属

5

#### 五. 代理権

- ①補助・・・目録が必要  
※ただし、個別的
- ②保佐・・・目録が必要  
↳ 補助よりも多めになる傾向有り  
※ただし、個別的
- ③後見・・・原則全面的  
例外・・・一身専属

6

## 六. 法定後見の受け皿

- ①親族(後見支援信託の説明)or第三者
- ②単独or複数(親族が身上監護・第三者が財産管理と分けるか)
- ③個人or法人(本人の年齢・財産の状況・困難性)
- ④専門職or市民(支援体制)

ただし候補者がそのまま選任されるとは限らない

7

## II 任意後見

### 一. 任意後見利用の必要性

①認知症発症時に備え

②

③早速任意後見契約を始める(後見人を自分で選び、報酬額も自分達で決める)

任意後見契約

まず、財産委任契約または見守り契約をしておく方法(認知症発症時に任意後見契約に移行する)

公正証書を公証人役場で作成(なお公証人は出張もしてくれます)

8

## II 任意後見

### 二. 任意後見のメリット

#### 本人自己決定に合う

- ・本人面会時にしっかり相談
- ・本人から支援者を聞き取りして調整(情報共有・ネットワーク作り)が可能

#### 事務手続き

- ・委任契約上の権限行使
- ・預貯金通帳、権利証などの保管も可能
- ・公正証書(法務局の任意後見登記)で証明
- ・生活費の渡し方

9

## III 施設管理

### 一 本人と施設との管理委託契約

- ①メリット → 家庭裁判所も、公証人役場も、関係なく締結できる
- ②デメリット → 認知症発症で事理弁識能力が弱くなっているのに、そのままにしていると、後日、トラブル・事故が発生した場合に、管理者に責任が生じる

10

### Ⅲ 施設管理

#### 二 事実上の管理

- ①利用者の利便性重視の方針？
- ②リスクマネジメントとして、どうか？